

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に関する意見書（案）

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」とは、多様性を受け入れる精神を涵養し、もって多様性に寛容な社会の実現に資するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めるために成立されたものである。

また、全ての国民が性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、国は総合的かつ計画的な推進を図るため基本的な計画を策定し、措置の実施等に当たっては、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意し、運用に必要な指針を策定するものと示されている。

しかし、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会が実現されることに不安を抱く県民から、県議会へも多くの意見が届いていることから、国におかれては、指針へは、施設の設置や利用などについての詳細な方針を示し、社会のあらゆる場面で、安心して生活できるための環境を迅速に整えるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日

様

和歌山県議会議長 濱口 太史
(提出者)
森 礼子
長坂 隆司
岩井 弘次
林 隆一

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣